

住み慣れた地域で、自分らしい生活をするために

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」と言います。）では、市内在住の人を対象に、より利用者の状態や希望に合わせたサービスが利用できます。

総合事業の訪問型サービス・通所型サービス対象者

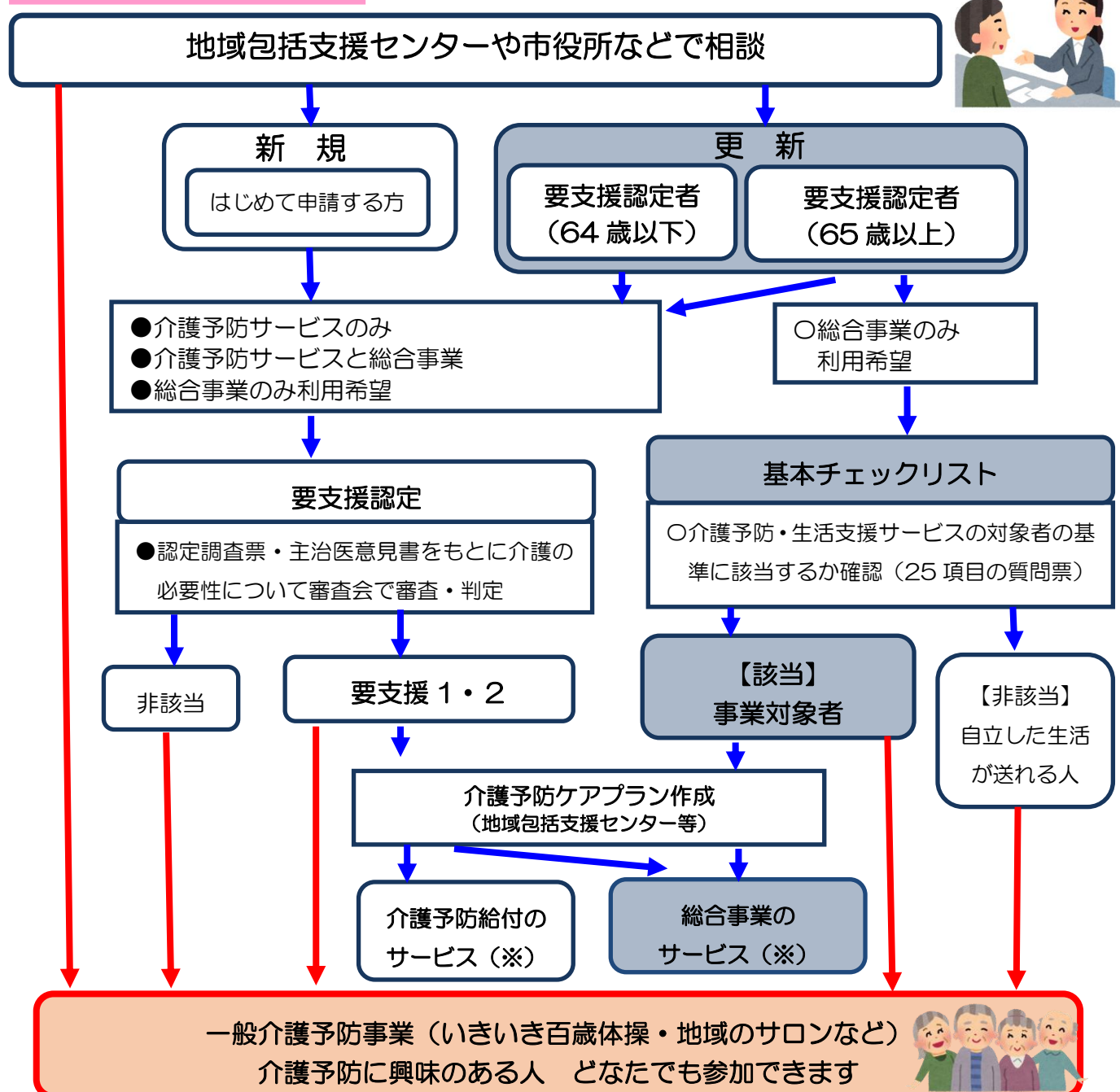
○要支援認定を受けた方

要支援1 または 要支援2 の認定をお持ちの方

○基本チェックリスト該当者

65歳以上で、要支援認定更新時の基本チェックリストにより事業対象者と判定された方

サービス利用の流れ



※「介護予防給付のサービス」「総合事業のサービス」を利用されている方も、一般介護予防事業を併用して利用できます。

◆ 通所型サービス

介護予防型通所サービス			トレーニング型通所サービス		
通所介護施設で日常生活の支援などの共通的サービスと、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、生活機能向上グループ活動など）が利用できます。			身体機能や認知機能の向上を目的としたトレーニングを実施し、自立した生活の確立と自己実現を支援する共通的サービスと選択的サービスが利用できます。		
■利用者負担のめやす（1割負担） （共通的サービス）*送迎料を含む			■利用者負担のめやす（1割負担） （共通的サービス）*送迎料を含む		
	対象者	利用者負担額		対象者	利用者負担額
1月 当たり	事業対象者・要支援1	（週1回程度） 1,798 円	1月 当たり	事業対象者・要支援1	（週1回程度） 1,523 円
	事業対象者（特別な事情の場合）・要支援2	（週2回程度） 3,621 円		事業対象者（特別な事情の場合）・要支援2	（週2回程度） 3,067 円
1回 当たり	事業対象者・要支援1	（1月に4回まで） 436 円	1回 当たり	事業対象者・要支援1	（1月に4回まで） 369 円
	事業対象者（特別な事情の場合）・要支援2	（1月に8回まで） 447 円		事業対象者（特別な事情の場合）・要支援2	（1月に8回まで） 379 円
（選択的サービス） ・栄養改善 1か月 200 円 ・口腔機能向上 1か月 150 円 ・生活機能向上グループ活動 1か月 100 円			（選択的サービス） ・栄養改善 1か月 200 円 ・口腔機能向上 1か月 150 円 ・生活機能向上グループ活動 1か月 100 円 *入浴や食事などの身体介護は利用できません。		

◆ 訪問型サービス

介護予防型訪問サービス ターミナル支援型訪問サービス			生活援助型訪問サービス		
利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスが利用できます。また、在宅で療養されているがん末期の人は、連日の利用ができます。			身体介護が不要な人で、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスなどが受けられない場合には、市が実施する研修を受けた人等による掃除や買い物などの生活援助サービスが利用できます。		
■利用者負担のめやす（1割負担）			■利用者負担のめやす（1割負担）		
	対象者	利用者負担額		対象者	利用者負担額
1月 当たり	事業対象者、 要支援1・2	標準的な内容 週1回程度の利用 1,176 円	1月 当たり	事業対象者、 要支援1・2	週1回程度の利用 894 円
		週2回程度の利用 2,349 円			週2回程度の利用 1,783 円
		週2回超えの利用 3,727 円			週2回超えの利用 2,828 円
1回 当たり	事業対象者、 要支援1・2	標準的な内容 287 円	1回 当たり	事業対象者、 要支援1・2	218 円
		生活援助中心 （所要時間20分以上45分未満）179 円			
		生活援助中心 （所要時間45分以上）220 円			
		身体介護中心（短時間）163 円			
*身体介護・生活援助を利用できます。 *乗降介護（介護タクシー）は利用できません。			*身体介護は利用できません。 *乗降介護（介護タクシー）は利用できません。		

◆ サービスの利用者負担について

総合事業のサービスを利用する際には、上記の利用者負担額の他に、別途加算等がある場合もあります。利用者は原則としてサービスにかかった費用の1～3割を自己負担します。（*2割、3割負担の人は、2倍、3倍の費用となります。）また、事業対象者の上限額（支給限度額）は5,032単位（概ね5万320円程度）となります。

【お問い合わせ先】加古川市 高齢者支援課 079-427-9715